

失語症の方の意思疎通をサポートする意思疎通支援者を派遣します！



『佐賀県失語症者向け意思疎通支援者派遣事業』について

失語症により他者へ気持ちを伝えることが困難な方へ、失語症の方と相手の方の気持ちをつなぐ意思疎通支援者を派遣します。



支援実習（ポストへハガキを投函する様子）



買い物同行支援（※実習の様子）

失語症とは

失語症とは脳梗塞や事故による頭部外傷などにより、「聴く・話す・書く・読む」といった機能が不自由になる障害です。

外見からはその不自由さが分かりにくいこともあり、他者とのコミュニケーションに難しさがあります。佐賀県では、失語症の方と相手の方の気持ちを仲介し、その意思疎通を支援する支援者の養成、派遣を行っています。



講演会での派遣

失語症者向け意思疎通支援者とは

佐賀県では毎年7月頃から「失語症者向け意思疎通支援者養成研修」を実施し、失語症の方の症状について、支援の方法について、講義と実習を交えて研修を行っています。

失語症者向け意思疎通支援者は「失語症者向け意思疎通支援者養成研修」に一般応募にて申し込み後、講義や実習を合わせた計40時間の研修を受け、佐賀県に修了証を授与され、名簿登録されます。

現在、1～4期の修了生の方々が佐賀県内で活躍されています。



令和元年度 1期生



令和2年度 2期生



令和3年度 3期生



令和4年度 4期生

利用できる方

佐賀県内に住所を有し、失語症により意思疎通を図ることが困難な方

※利用前に事前の利用登録が必要となります。

派遣できる時

- ・自治体や障害者団体主催のイベントへ参加するとき
- ・公的機関においてお手続きを行うとき
- ・失語症の方が公的機関等へ外出されるとき
- ・その他、社会参加に必要と認められるもの（買い物・通院など）



支援者による買い物同行支援

利用料金

無料（但し、派遣の際に必要な支援者にかかる入場料や参加費などは利用者負担となります。）

ご利用方法

①利用登録 → ②派遣依頼（原則、7日前まで） → ③派遣決定のご連絡 → ④派遣

※ご利用を希望される方は、利用登録申請書をメールにてお申し込みください。また、不明な点がございましたら下記の連絡先（佐賀県言語聴覚士会）までお問合せ下さい。

お問合せ先

一般社団法人 佐賀県言語聴覚士会（本事業委託先）

E-mail : situgo.ST.saga@gmail.com